

「報恩感謝」
そして
「背水の陣」

制度が複雑すぎて利用できない中小企業支援は自民党長期政権の驕りの象徴！

新型コロナ対策として、政府は雇用調整助成金、発注先の選定が不透明すぎるアベノマスクなど、様々な失策を繰り返しています。雇用調整助成金は、制度が複雑すぎ、支給を受けるためにハローワーク等に大量の書類を持って、何度も足を運ばされ、「何のために私たちが休業させているのか？」と中小企業経営者の方々から、悲鳴があがっています。

明日にでも資金が必要な中小企業の方にいつ支払われえるかわからない雇用調整助成金制度を使えという姿勢そのものが、自民党長期政権の驕りの現れではないでしょうか？

一事が万事、一見、手厚そうに見える政府の中小企業支援は、霞ヶ関の官僚が机の上で描いた政策です。

霞ヶ関の官公庁や首相官邸の人間には、現場も、国民感情もわからないので、カビが生え、異物が混入したアベノマスクを平気で、国民に配ってしまうのではないのでしょうか？

木村たけつかは、第46回衆議院選挙後、選挙区の皆様の「現場の声」をこの7年間、真摯に受けとめてまいりました。現場の声が120%、国会に届くように頑張っています。

新型コロナ対策で、命を大切に政治を実現します。

現在、新型コロナに有効な治療薬やワクチンはありません。抗ウイルス薬のアビガン等は、深刻な副作用が予想されます。しかし、経済活動を回復しながら、新型コロナ治療を行うのであれば、今後、治療に使われるアビガン等の手厚い副作用補償を行う政府基金の創設も必要でしょう。

皆様の命と雇用、中小企業、新型コロナからすべてを守るために、助け合いを基調とした新しい日本を皆様と実現していくために、木村たけつか、さらに全力で頑張ります。

東京都第14選挙区

● 荒川区全域 / 墨田区全域

● 台東区(北部・中部) 東上野6丁目、下谷2丁目(13番1号から13番5号まで、13番14号から13番24号まで、14番、15番及び24番)、入谷1丁目(1番から3番まで、9番から14番まで、21番から28番まで、32番及び33番)、入谷2丁目(1番から33番まで)、松が谷1丁目、松が谷2丁目、松が谷3丁目、松が谷4丁目、西浅草2丁目、西浅草3丁目、浅草2丁目(13番から27番まで)、浅草3丁目、浅草4丁目、浅草5丁目、浅草6丁目、浅草7丁目、千束1丁目、千束2丁目(1番から32番まで)、千束3丁目、千束4丁目、今戸1丁目、今戸2丁目、東浅草1丁目、東浅草2丁目、橋場1丁目、橋場2丁目、清川1丁目、清川2丁目、日本堤1丁目、日本堤2丁目(1番から35番まで)

ボランティアスタッフ募集中

木村たけつかと一緒に日本の政治を変えていきませんか？ピラ配布等のボランティア・スタッフ(木村たけつかの同志・仲間)を募集しております。下記木村事務所までお気軽にお問い合わせください。

(代表連絡事務所)
〒131-0032 東京都墨田区東向島3-39-10-607
TEL.03-5631-9202 FAX.03-5631-9204
info@kimutake.jp www.kimutake.jp

●政治に関するご意見・ご要望をご記入ください。FAX.03-5631-9204



「命」と「生活」を守る政治

元衆議院議員

東京都第14区総支部長
荒川区・墨田区・台東区(北部・中部)

木村
たけつか

プロフィール

昭和46年7月9日/亥年生まれ/二黒土星/B型

小さな肉屋の子供として生まれる

小・中学生は野球少年(野球部)、高校時代は

バレー部にいそむ

浪人中は進学するために住み込みで新聞・牛乳配達をし、
有償奨学金で、日大進学

平成10年 大学在学中に西川太一郎元代議士(現在荒川区長)秘書

平成12年 日本大学経済学部卒業

平成15年 墨田区議会議員選挙当選(二期当選)

平成21年 衆議院議員選挙初当選

国会では、経済産業委員会委員として中小企業支援、憲法審査会幹事等歴任

平成24年(第46回)、平成26年(第47回)衆議院議員選挙惜敗

現在、「命を大切に政治」実現のため活動中

座右の銘：至誠通天

キムタケ

新型コロナから、あらゆる手段を総動員して、
国民の雇用と中小企業を守ります。

新型コロナ不況は、日銀はリーマンショック以上の不況と発表。IMFは、世界恐慌以降の人類史上最悪の不況と予測しています。このままでは、大量の企業倒産が予想されます。また、地震や洪水と新型コロナが重なれば避難所の三密でパンデミックを起こします。ですから、墨田区、荒川、台東区の防災対策を早急に拡充する必要があります。

さらに、経済対策としては、例えば、消費税ゼロ、ベーシック・インカム、負の所得税等の導入を多面的に検討すべきではないでしょうか？

この未曾有の国難を乗り越えるために、木村たけつか、全力で頑張ります。

家計支援

新型コロナウイルス感染症対策

事業者支援

荒川区役所(代表) 03-3802-3111 墨田区役所(代表) 03-5608-1111 台東区役所(代表) 03-5246-1111

給付金

- 特別定額給付金** 一律1人10万円を給付
荒川区特別定額給付金センター
墨田区厚生課定額給付金担当
台東区緊急経済対策室
- 子育て世帯特別給付金** 子ども1人1万円支給
児童手当の受給者(申請不要)
荒川区子育て支援課
墨田区特別支援課
台東区子育て・若者支援課給付担当
- 住居確保給付金** 賃貸住宅に住み、失業・休業などの場合原則3か月、最長9か月の家賃相当額を支給
荒川区仕事生活サポートデスク
くらし・しごと相談室 すみだ
台東区福祉部保護課住宅給付金担当

融資

- 総合支援資金** 月額20万円以内で原則3か月以内(無利子)
荒川区社会福祉協議会
墨田区社会福祉協議会
- 緊急小口資金** 20万円以内で一括交付(無利子)
台東区社会福祉協議会

学生支援

- 高等教育修学支援制度** 授業料・入学金の免除減額や給付型奨学金を支給
日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301
- 日本学生支援機構貸与型奨学金**
第一種奨学金:(月額2万円~6万4000円)
第二種奨学金:(月額2万円~12万円)

ひとり親支援

- 母子父子福祉資金貸付** 生活費・学費等の貸付
荒川区子育て支援課
墨田区生活福祉課相談係
台東区子育て・若者支援課給付担当

相談窓口

- DV** 夫婦間・家族間での暴力・人間関係の悩みなど
荒川区立男女平等推進センター
すみだ女性センター相談室
台東区男女平等推進プラザ
- 児童虐待** 児童虐待・子育ての悩みなど
荒川区子ども家庭総合センター
墨田区子育て支援総合センター
台東区子ども家庭支援センター

支払い免除猶予

- 所得税、特別区民税、都民税など** 20%以上の収入減で一年間の納税猶予
その他、減免や換価の猶予など
各区税務課
各区税務署(国税)
各区都税事務所(都税)
- 健康保険料・年金保険料など** 生活困窮者に対する支払い猶予、減免など
各区国保年金課
各区年金事務所

家計事業者共通

- 各公共料金の支払い免除・猶予** 所得減少により、各事業者への支払期限の延長
東京電力 **0120-993-052**
東京ガス **0570-002-211**
東京都水道局 **03-5326-1101**

給付金

- 持続化給付金** 売上が前年同月比で50%以上減少で、個人最大100万円、中小企業最大200万円を支給
持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570
- 東京都感染拡大防止協力金** 東京都の休業要請などに応じた事業者に対し、個人事業主に50万円、2店舗以上の事業者に100万円を支給(2回目の支給も検討中※5月15日現在)
東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
03-5388-0567

融資

- 新型コロナウイルス対策特別融資** 前月より売上が1円でも減少した企業に対し、上限500万円を融資(金利0.6%、信用保証料全額補助)
荒川区経営支援課
墨田区経営支援課
台東区産業振興課融資担当
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付** 売上5%以上減で、個人事業主上限6000万円(利子補給3000万円)、中小企業上限3億円(利子補給1億円)を融資
日本政策金融公庫
千住支店
03-3881-6175
上野支店
03-3835-1391
江東支店
03-3631-8171
- セーフティネット貸付** 売上5%以上減で、個人事業主上限4800万円、中小企業上限7億2000万円を融資
東京都産業労働局金融部金融課
03-5320-4877
又は各民間金融機関
- 新型コロナウイルス対策マル経融資** 売上5%以上減で別枠上限1000万円を融資、3年間金利0.9%下げ
- 感染症対応融資** セーフティネット保障又は危機管理保障認定で上限3000万円を融資(実質無利子)
- 危機対応融資** 売上5%以上減で上限3億円を融資、3年間金利0.9%1億円まで下げ
商工中金
0120-542-711

保証

- セーフティネット保証4号** 売上20%減、売上5%減で、それぞれ保障、上限2億8000万円
荒川区経営支援課
墨田区経営支援課
台東区産業振興課融資担当
- セーフティネット保証5号**

助成金

- 小学校休業等対応助成金** 子どもの休校により休業した場合、正社員・パート上限8330円×休業日数/個人事業者 定額4100円×休業日数を支給(支給金額の増額を検討中※5月15日現在)
ハローワーク助成金コールセンター
0120-60-3999
- 雇用調整助成金** 売上が5%以上減、休業等により労働者の雇用を維持した企業。従業員1人当たり上限8330円×休業日数を支給(支給金額の増額を検討中※5月15日現在)

支払い免除猶予

- 法人税、消費税、固定資産税など** 20%以上の収入減で一年間の納税猶予
無担保・延滞税なし
各区税務課
各区税務署(国税)
各区都税事務所(都税)
- 厚生年金保険料など** 20%以上の収入減で一年間の納税猶予
無担保・延滞税なし
各区年金事務所